

指定代理請求特約目次

(2017年1月改定)

この特約の主な内容

第1条 特約の締結	第7条 主約款等の代理請求等に関する規定の不適用
第2条 特約の対象となる保険金等	第8条 主契約の被保険者が死亡した場合の保険金等の請求
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求	第9条 主約款の規定の準用
第4条 指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回	別表 請求書類
第5条 告知義務違反等による解除の通知	
第6条 特約の解約	

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人に代わって請求を行なうことを可能とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後、主契約の被保険者の同意を得て、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、主契約に付加して締結します。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 主契約および主契約に付加されている特約の保険金、給付金、年金、見舞金および祝金のうち、主契約の被保険者が受け取ることとなるもの（主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の契約者が受け取ることとなる保険金、給付金、年金、見舞金および祝金を含みます。）

(2) 主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第3条 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下同じ。）が保険金等を請求できない次のいずれかの事情があるときは、第4条の規定により指定または変更指定された指定代理請求人が、別表に定める必要書類およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

(1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合

(2) 傷病名の告知を受けていない場合。ただし、主治医等から告知を受けていないことに相当の理由があり、かつ、悪性新生物等の特定の傷病を対象とする保険金等について、受取人が自身の傷病名を知らないために当該保険金等を請求することができないと会社が認めた場合に限り、

(3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合

2 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当する者であることを要します。

(1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 主契約の被保険者の直系血族

(3) 主契約の被保険者の兄弟姉妹

(4) 主契約の被保険者と同居し、または主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族

3 第1項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

4 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

5 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、給付金、年金等の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による保険金等の請求の場合に準用します。

(指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回)

第4条 この特約を付加した場合には、契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめ前条第2項各号に定める範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定してください。

2 契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を前条第2項各号に定める範囲内で他の1人の者に変更指定することができます。

3 契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。また、契約者は、本項の規定により指定代理請求人の指定を撤回した後、主契約の被保険者の同意を得て、新たに前条第2項各号に定める範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定することができます。

4 前2項の規定により、契約者が指定代理請求人の指定（変更指定を含みます。以下本条において同じ。）または指定の撤回をするときは、別表に定める必要書類を会社に提出してください。

(告知義務違反等による解除の通知)

第5条 この特約が付加されている場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、会社が正当な理由により主約款または主契約に付加されている特約に定める通知先のいずれにも通知できないときは、指定代理請求人に解除の通知をします。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約はできません。

(主約款等の代理請求等に関する規定の不適用)

第7条 この特約が付加された場合には、主約款および主契約に付加されている特約中の、指定代理請求人に関する規定および代理人による給付金または保険料払込免除の請求に関する規定は適用しません。

(主契約の被保険者が死亡した場合の保険金等の請求)

第8条 主契約の被保険者が死亡した後も、指定代理請求人は、主契約の被保険者の法定相続人である場合に限り、引き続き保険金等の受取人の代理人として保険金等（主契約の被保険者の相続財産となるものに限ります。以下本条において同じ。）を請求することができます。

2 前項により会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

3 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に主契約の被保険者を死亡させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めがないときは、主約款の規定を準用します。

別表 請求書類

	項目	必要書類
1	保険金等の指定代理請求 (第3条)	(1) 主約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑登録証明書 (4) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (指定代理請求人が主契約の被保険者と生計を一にしていることを証する必要がある場合)
2	指定代理請求人の指定、指定の撤回 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 主契約の被保険者の同意書 (4) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。